

世俗主義体制の中の「イスラーム政党」

— トルコの事例 —

澤 江 史 子 *

"Islamic Parties" in the Secularist Regime of Turkey

SAWAE Fumiko*

In Turkey where secularism is one of the most important constitutive principles of the state, an "Islamic party" that insists on the introduction of Islamic jurisprudence or the establishment of some sort of Islamic state cannot legally exist. Why then, has a series of political parties, from the National Order Party to the Welfare Party, been regarded as "Islamic" and banned despite their official stance of defending secularism? An analysis of the nature of secularism in Turkey and the parties' programs and discourse suggests that the conflict is not just over secularism, but rather over the state ideology of modernization as Westernization. Westernizing and secularizing policies, implemented from above under military tutelage, have led to the establishment of vested interests related to both political and economic power, which are an outgrowth of and intertwined with the cultural bias that regards what is Western and secular as superior and "progressive." In consequence, the "Islamic parties" in Turkey have emerged as forces confronting the repressive secularist regime and its vested interests.

は じ め に

トルコでは政教分離が憲法で掲げられているだけでなく、宗教に依拠した政治社会制度を要求する政党活動は禁止されている。しかしトルコには、綱領にそのような要求を掲げていないにもかかわらず、宗教に依拠した国家体制の樹立を目指すイスラーム政党であるとして非合法化された政党が存在する。¹⁾ それは、国民秩序党 (Milli Nizam Partisi, 1970-1971)、国民救済党

* 一橋大学大学院社会学研究科, Graduate School of Social Sciences, Hitotsubashi University

1) たとえば、トルコ共和国憲法 (1982年制定) 第2条は「トルコ共和国は社会の平安、国民の連帯、公正の理解の範囲内で、人権を尊重し、アタテュルクの民族 (国民) 主義を遵守し、共和制に基づく、民主的、世俗的および社会的な法治国家である」と規定する。第68条は、「(前略) 政党の党則や綱領、活動において、(中略) 民主的で世俗的な共和制の原則に反してはならない」とし、第69条では第68条の上記の規定に反する党則および綱領を掲げる政党、ならびに同規定に反する活動の「中核的存在になった」と憲法裁判所 (Anayasa Mahkemesi) が判断した政党は永久に解散されると規定する。政党法 (1983年、法令第2820号) においては、第86条で「政党はトルコ共和国の政教分離の性質の変更ならびにカリフ制の復活を目的としてはならず、これを目的とする活動をしてはならない」、第87条で「政党は、国家の社会的、経済的、政治的、または法的な

(Milli Selamet Partisi, 1972-1980), 福祉党 (Refah Partisi, 1983-1998) である。しかも、この3党は基本的には同一の政党が非合法化の度に名前を変えて再結成されたものだと思えることができる。この3党はいずれもネジメッティン・エルバカンという同一人物を党首とし、ほぼ同じメンバーにより構成された執行部の指導の下で活動してきた。それにもかかわらず、これらの政党はある時には合法政党として活動することが許され、ある時には非合法化され、またある時には再結成が許されるという過程を繰り返してきたのである。

国民秩序党に始まる一連の政党は、確かに、トルコのイスラーム復興²⁾を支える層を支持基盤とし、宗教的な価値観に基づいた政策を主張してきた。³⁾ トルコ内外のイスラーム復興主義者の議論も、党を支持する学生や知識人、時には党幹部に少なからぬ影響を及ぼしてきた。⁴⁾ しかしながら、党の中核において、イスラームの思想や理論を綱領や政策に反映させるための研究機関や決定を行う機関は存在しない。そのため、党の集会などでシャリーアの実現を要求するスローガンが叫ばれたとしても、⁵⁾ その種の発言が党の方針を表しているとは断定できない。また党の側も、いかなる体制の実現を目指しているのかを明示することを避けている。実際、これらの党が大国民議会で立案した法案や政権在任中に行った政策は、宗教教育の拡充やムスリム諸国との関係強化が中心であり、全く新たな政治体制や法体系を導入しようとした具体的

基本的制度をとえ一部であっても宗教的原則および信条に適合させる目的で、もしくは政治的目的または政治的利益を確保・確立する目的で、宗教、宗教感情、または宗教上神聖とされるものを宣伝に利用し、濫用、悪用することはいかなる方法であれ許されない」と規定されている。同第88条では「政党は、いかなる形態であれ、宗教上の儀式および祭典を組織できず、政党の肩書きでそのような儀式および祭典に参加してはならない」と規定されている。さらに、同第101条(b)において、上記条項で規定された決定が党役員会や大国民議会における党派会議で採決されたり、同様の言動を党首や党役員が行った場合に、政党を閉鎖できるとする。

2) 本稿ではイスラーム復興の概念に関しては小杉 [1994: Ch. IX] に依拠している。

3) 1996年に実施されたあるアンケート調査によれば、「シャリーア体制」の実現を求める人は福祉党支持者の間で最も高い [TÜSES 1996: 119]。このアンケートではシャリーア体制が何を意味するかを規定していないが、シャリーア体制を望むと答えた人は、その理由として、「シャリーア体制はムスリム性の要求であるから」(49.8%)、「社会的、経済的、政治的観点からより良い体制であるから」(27.4%)、「道徳および正直さを支配原理とするから」(11.0%)と答えている [TÜSES 1996: 69]。また、同党選出の大国民議会議員における宗教教育履修者の比率も他党に比べて高い。ある雑誌の調査によれば、第20期大国民議会(1995-1999)の議員550人のうち61人がイマーム・ハティップ学校の卒業生であり、そのうち46人が福祉党所属だった [Anonymous 1996]。

4) たとえば、1960年代以降、サイイド・クトップやマウラーナー・マウドゥーディーの著書が、1979年以降はアリー・シャリーアティーの著書がトルコ語に翻訳され、イスラーム復興勢力の間で広く読まれた [Anonymous 1990]。また、1990年代初頭に著名なイスラーム主義者のアリ・ブラチュラが、異なる宗派や宗教に属する多様な人々が各自の属する宗教的規則に基づいて共生する国家はイスラームに照らして正当であるという議論を展開していた。1993年にエルバカンはこうした議論を意識して、「誰もが国民の守るべき一般的原則の範囲内で、自分の信仰に従って生活できるような多元的法システムがあるべきだ」と、大国民議会での党首会談で発言した。また、1994年の選挙で誕生したイスタンブールの福祉党市政は「イスラーム運動」、「イスラーム諸国の民主的経験」、「イスラームと近代主義」といったテーマのもとに内外の知識人を招いたシンポジウムを開催し、知的側面でのイスラーム復興への積極的な関心を見せている。

5) たとえば、福祉党解散要求裁判における証拠によれば、福祉党選出のイブラヒム・ハリル・チェリック議員やハサン・ヒュセイン・ジェイラン議員がシャリーア実現の要求を明言している [Anayasa Mahkemesi: 36-37]。

な例は見あたらない。一般的にイスラーム復興主義または政治的イスラームと呼ばれる運動は、イスラームにふさわしい政治体制の実現を目指す、あるいはイスラームに基づいた法体系の導入を目指す運動であると解釈されることが多い [Ayubi 1991; Choueiri 1990; Roy 1994]。仮に同様の目的を持つ政党をイスラーム政党と規定するなら、国民秩序党に始まる一連の政党をイスラーム政党と断定することは困難になる。そもそも、これらの政党はその綱領においてトルコ共和国が建国以来掲げてきた政教分離を擁護することを明記しているのである。

一方、トルコにおいてイスラーム復興の制度化が全くなかったかと言えばそうではない。たとえば、後述するように、中道右派（民間主導経済と政教分離の下での信仰活動の自由を主張）の諸政党⁶⁾の政権下で宗教教育の機会拡大やイスラーム銀行の設立など、イスラーム復興を支持するような政策が実現されてきたことに注目しなければならない。さらに、政教分離を中心とする体制の後見人を自任する軍部が体制の擁護を理由に政権を篡奪した軍政下で、小中学校における宗教教育の義務化が決定された。また、選挙の際には、イスラーム復興勢力の組織票は、中道右派政党やトルコ民族主義政党にも分散しているといわれている。

これらの事実をふまえると、国民秩序党に始まる一連の政党のみを一括りに「イスラーム政党」と規定することは客観的に見て疑問とせざるをえない。本稿ではこの疑問に答えるために、トルコにおいて政教分離はどのように解釈され、実現されてきたのか、そして、その政教分離体制の中で国民秩序党に始まる一連の政党はいかなる政治的主張をしてきたのかをたどることによって、ある種の政党をイスラーム政党と規定する際の条件とは何であるのかを分析したい。

より具体的には、上述の一連の政党のうち国民秩序党から福祉党までを中心に検討を進める。非合法化された福祉党の後を受けて美德党 (Fazilet Partisi, 1997～) が結成されたが、美德党自体も本稿の執筆段階 (2000年1月) で非合法化の議論の渦中にあり、党側の対応と軍部を中心とする批判勢力とのせめぎ合いの内容を正確に判断するのは困難である。

1. 世俗主義体制の成立

1.1 世俗化改革の論理

1923年にトルコが共和制となった際に政治権力を掌握したのは、近代化を西欧型の国民国家の建設によって実現しようと考えたムスタファ・ケマル (アタテュルク)⁷⁾を中心とするグルー

6) こでは中道政党として民主党 (Demokrat Partisi), 公正党 (Adalet Partisi), 正道党 (Doğru Yol Partisi), 祖国党 (Anavatan Partisi) を念頭に置いている。

7) 姓氏制度の採用が決定された際 (1934年), ケマルには「トルコ人の父」を意味するアタテュルクが姓として大国民議会から贈られた。以下、煩雑さを避けるため、1934年以前の時期に関してもケマルのことはアタテュルクと呼ぶことにする。

ブだった。そしてアタテュルクの指導の下で、オスマン帝国臣民と決別した新しい国民アイデンティティの形成と同時に、新生トルコ共和国を世俗化し、宗教を国民の私的な信仰の領域に留める体制の実現が急がれた [Mardin 1997]。⁸⁾

この近代化改革の両輪を貫いていたのは、近代化とは「西欧文明化」であるというアタテュルクら建国エリートの認識であった。マルディンも指摘しているように、1920年代以降のアタテュルクの演説では「文明的な (uygar)」という言葉が頻繁に用いられている [Mardin 1997: 210]。アタテュルクは「我々が行ってきた、そして現在も行おうとしている革命の目的は、トルコ共和国の人民を完全に近代的な、そしてあらゆる意味および形態において文明的な社会に到達させることである」と述べ、また、「世界のあらゆる事柄、文明、人生、成功のために最も真正な道標は科学、自然科学である」とも述べている [Perinçek 1997: 92, 87]。「科学 (bilim)」および「自然科学 (fen)」は「文明」の基礎をなすものとしていたところで強調されており、「今日、科学に、自然科学に、そして包括的な意味での文明に照らして、シャイフなかがしの教えに従って物質的および精神的な幸福を追求するほどに原始的な人々がトルコの文明社会に存在することは決して認めない」 [Perinçek 1997: 92] とのアタテュルクの言葉にも、近代科学実証主義を基礎とする西欧近代を範とするトルコの近代化への意思を見て取ることができる。

まず、政治社会諸制度の世俗化への第一歩として、司法や教育の領域において共和国以前のイスラーム的制度に代えて西欧を範とする諸制度が導入された。⁹⁾ そして、改革を実現するために、トルコは独自の政教分離政策を導入したのである。一般的に、政教分離が国家と宗教の相互不介入を理念とするのに対し、トルコでは国家が宗教を管理統制しつつ、制度の非宗教化を実現するという方法がとられた。以下の文中において、世俗主義あるいはその政治体制に対して世俗主義体制と表現しているのは、トルコ独自の政教分離政策のイデオロギーと体制を指していることをお断りしておく。

8) オスマン帝国末期には、教育や司法分野でも実際には西欧的な制度も導入され始めていたが、イスラーム的な制度を廃止するという動きではなかった。

9) アタテュルクら建国エリートによる新たなトルコ国民アイデンティティ形成の試みは、トルコ共和国は共和国領土内に住まう旧オスマン帝国臣民をトルコ国民と規定することから出発した。1924年に制定された組織基本法（憲法に相当）の第88条では「トルコの住民は、宗教及び人種を区別することなく国籍の見地からトルコ人とされる」と規定している。しかし、現実の「トルコ人」意識はこれまでのところ宗教や民族の違いを超えることができたとは言い難い。それは、ローザンヌ条約にもとづいて、1923年から1930年にかけてトルコ領内に住むギリシャ正教徒とギリシャ領内に住むムスリムの強制交換が実施されたことにも現れている。1930年代にはイスラーム化する以前のトルコ系民族に遡る国史制定や、アラビア語やペルシア語起源の単語に代えて新しい言葉を創造するトルコ語「純化」の試みが進められた。しかし、そのような世俗化されたトルコ人意識を定着させることが失敗したことは、1982年憲法で規定された公教育への宗教教育の導入が、国民の一体性をムスリム意識のもとで強化しようとする「トルコ・イスラーム総合 (Türk・İslam Sentezi)」イデオロギーに依拠していたことにも明らかである。「トルコ・イスラーム総合」についてはギュベンチほか [Güvenç et al. 1991] およびポールトン [Poulton 1997: 181-187] を参照のこと。

世俗化は、従来のイスラーム的制度において権力や権威を行使してきたウラマー層やタリーカの影響力を一掃する法や制度の整備により進められた。象徴的なものとして、カリフ制の廃止（1924年、法令第432号）、シャリーア法廷の廃止（1924年）、西欧を範とする民法、刑法および商法の制定（1926年）、^{10）} イスラーム国教条項の憲法からの削除（1928年、法令第1222号）などが挙げられる。^{11）} その中でも、その後のトルコにおける国家と宗教の関係、さらにイスラーム復興の方向性を考えるうえで重要な意味をもつのは、教育やモスク、イマームといった宗教部門をめぐる制度改革である。

まず1924年の教育統一法（法令第430号）の制定により、学校教育は西欧に倣ったカリキュラムに一本化され、すべて国民教育省（Millî Eğitim Bakanlığı）の管轄下におかれた。従来のイスラーム高等教育機関（マドラサ）は廃止されて、イマームやハティップの養成は、職業訓練校に位置づけられるイマーム・ハティップ学校（İmam ve Hatip Mektepleri, 4年間の中等教育相当）が担うことになった。高等教育機関としては、イスタンブール大学に神学部（İlahiyat Fakültesi）が設置された。ただし、いずれも当時世俗化改革の中核的役割を担っていた国民教育省の管轄下におかれ、教育内容や教師が世俗化勢力の統制下に置かれることとなった。さらに、学校教育での宗教の授業は段階的に撤廃された。司法制度から教育に至るまで非宗教化された結果、イスラームの専門家の需要が減り、それに応じて、イマーム・ハティップ学校も神学部も、それぞれ1930年前後に学生数の減少を理由として廃止された [Duman 1997: 151]。

また、1924年に宗務庁（Diyanet İşleri Reisliği, 1950年以降は Diyanet İşleri Başkanlığı）が設立されたが、宗務庁の目的は実質的に、全国のモスクにおけるイマームやハティップら宗務官（din görevlisi）の人事と、モスクでの説教内容の統制に限定された。一方、モスクやワクフ財産の管理は、ワクフ総務局（Evkaf Umum Müdürlüğü, 後に Vakıflar Genel Müdürlüğü）の管轄下におかれた。宗務庁長官には、イスラームの諸制度の抜本的な改革の必要性を主張して世俗主義勢力に与していたウラマーが就任した。宗教教育機関のなかでは唯一、コーラン教室（Kuran Kursları）が宗務庁の管轄下に残された。コーラン教室は、子供たちにとってイスラームや礼拝に関わる初歩的知識を教わる場であるだけでなく、道徳規範の形成の場でもあり、本来なら街区や集落ごとに開設される性質のものであった。しかし、共和国最初の10年間にコーラン教室は全国でわずか9校しか開設されなかった。1932年にはワクフ総務局によってモスクの数が調査され、500メートル以内に複数のモスクがある場合には、それを閉鎖する法律（法令第2845号）も制定され、不要とされたモスクは軍用倉庫などに転用されたという [Schimmel 1969: 83-84]。

10) 民法、刑法、商法がそれぞれスイス、イタリア、ドイツの法律を模範に制定され、婚姻や相続などの私的關係も非イスラーム的法律により規定されることとなった。

11) 正式に憲法に世俗主義が掲げられたのは1937年（法令第3115号）である。

こうした急進的で徹底した世俗化改革には当然反発も大きかったが、共和国建国以降1945年までは共和人民党（Cumhuriyet Halk Partisi）による事実上の一党独裁体制が布かれ、軍部の強力な後援も得て諸改革が進められていった。1924年憲法で軍籍保有者は政治家になれないことが規定され（第23条）、軍部が直接政治に関与することは公には禁止された。しかし、オスマン帝国末期以来の西欧化改革の中心であり、共和国建国にいたる独立戦争をアタテュルク自身の指揮の下に戦った軍部は、世俗化改革の強力な後援者であった。軍部は以下に述べるような反世俗化勢力の反乱を理由とする東部地域への戒厳令布告の際にも治安維持の任務にあたり、体制を支えた。

大国民議会では対立勢力が進歩共和党（Terraikiperver Cumhuriyet Fırkası）を結成したが、世俗化改革に反対するナクシュベンディー教団を始めとするタリーカの反乱と関わりをもっていると嫌疑を掛けられ、非合法化された。1946年に複数政党制による選挙制度が導入されるまでの間、大国民議会議員は国民が選挙で選んだ代理人が共和人民党が作成する候補者リストから議員を選ぶという間接選挙で選出されたため、アタテュルク派が独占していた [松谷 1987: 37]。¹²⁾

世俗化改革に反対して国内各地でナクシュベンディー教団を中心とするタリーカの反乱が相次いだ。¹³⁾ これに対して、体制側は治安維持法（1925-1929）を制定して反乱勢力を制圧、掃討した。一説ではその後2年間に約500人が処刑されたという [Ahmad 1993: 59]。1925年にはタリーカを非合法化する法律（法令第677号）が制定され、タリーカの修道場も閉鎖された。タリーカはアナトリアにおいて信徒の組織化の基礎をなしていたため、反体制活動が形成される際にしばしば中核的役割を果たしていた。このような反世俗主義や旧体制の復活を掲げる勢力は、一括して「シャリーア主義者（Şeriatçı）」、「反動主義者（irticacı）」、「退歩主義者（gerici）」とされ、そうした勢力を取り締まる法整備も行われた。¹⁴⁾

12) 1930年にも民主的体裁を保つことをねらってケマルの盟友が指導する野党が結成されたが、急進的な世俗化改革に対する国民の不満を糾合する政党となる危険が明白となったため、選挙に臨むことなく短期間で解党されている。

13) 有名なものとして、タリーカを非合法化する法律制定の口実とされた1925年のシェイフ・サイトの反乱や1930年のメネメン事件などがある。

14) たとえば、1926年に制定された刑法では、第163条で宗教の政治的利用を禁止する旨が定められ、1991年にこの条項が削除されるまで、イスラーム復興勢力を取り締まる法的根拠とされた。刑法第163条は「宗教、宗教生活、あるいは宗教上神聖なるものを利用して、いかなる方法、名目であれ、国家の安全を脅かす可能性のある活動に人々を扇動したり、この目的で組織を結成する者は、扇動や組織によって処罰に値する結果が発生しない場合であっても、一定期間の重禁獄の刑に処する。宗教的な感情に依拠する政治結社を組織することはできない。このような組織は解散させられ、この組織を結成した者と成員に関しては前項の規定に準じて処罰する」と規定する。なお、1991年以降は、新たに制定された対テロ法（法令第3713号）と、「階級や人種、宗教、宗派、地域の違いを理由として国民の間で憎悪や敵対感情をあおり立てる」ことを禁じた刑法第312条に依拠してイスラーム復興勢力の取り締まりが行われている。

さらに、公的制度からイスラーム的要素を排除するために、公職従事者の洋服の着用規定（法令第 671 号，1925 年），イスラーム暦の廃止と西暦の採用（法令第 698 号，1925 年），アラビア文字の廃止とラテン文字の採用（法令第 1353 号，1928 年）も実施された。洋服着用規定にあたってアタテュルクは「トルコ共和国の人民は思想的にも精神的にも文明的であることを示さねばならない。自らを文明的であると述べるトルコ共和国の人民は、家族生活や日常生活の様式をもって文明的であることを示さねばならない」と述べている [Sencer 1974: 139-140]。そのため、世俗化改革は生活や文化を規定する領域の西欧化を伴っていた。なぜなら、こうした改革は新しい「トルコ人」の形成という新生トルコの課題とも密接に関連しており、それは単なるトルコ国民アイデンティティの形成に留まらず、生活様式や文化の側面でも西欧化した「文明的なトルコ人」を創出することを目指していたからである [Göle 1996: 57-82]。「文明化」が「西欧化」と認識されていたことは、西欧文化教育を奨励し（西欧の音楽、絵画、バレエを教える芸術学校や、国立オペラ座、国立交響楽団の設立）、それと呼応して、民衆がそれまで日常的に聞いていた音楽を公的場で演奏したりラジオで放送することを禁じた文化政策にも端的に現れている [Mardin 1997: 217; Stokes 1994: 25]。¹⁵⁾

国民国家建設に伴う世俗化、西欧化の改革、さらには世俗主義体制のイデオロギーは、世俗的で西欧的であることが「近代的」で「進歩的」であり、この改革に反対するイスラーム勢力は「反動主義」で、イスラームは「後進性の象徴」、「近代化の障害」であるという一連の価値観をも内在させていた。そしてこのような世俗主義体制のもとで輩出されたエリートたちの多くもまた、このような価値観と西欧的な文化を身につけた人々であった。

1.2 複数政党制導入とイスラーム復興

1945 年 11 月に複数政党制の導入が決定された。¹⁶⁾ 複数政党制への移行は、それまでの世俗

15) ギョレ [Göle 1996] は、近代化改革が「西欧文明化」を目指した改革であったことが女性に関する政策や公的言説にどのように現れたかを議論している。

16) 複数政党制導入の決定がいかになされたのかに関する実証的な研究はほとんどなされていない。複数政党制導入の理由としては、アタテュルクの死後（1938 年）にすでに芽生えていた共和人民党内の分裂の動きが、それまでは戦時体制下で抑えこまれてきたものの、戦争の終結により本格化したというものや、第二次世界大戦後に西側諸国で自由民主主義が至上価値であるとされた時代において、西側世界の一員として戦後の国際社会で生き延び、発展を遂げようとした政府の政治判断であるというものが一般的である。トルコは建国以来の「内に平和、外に平和」の外交方針を貫き、第二次世界大戦では戦域の近接性のために準臨戦態勢を布きながらも中立の立場をとっていた。しかし、ドイツのバルカン南進や独ソ開戦によるソ連からの圧力の増加、さらには戦後国際秩序をめぐる英米ソの会談は、トルコに対独・日宣戦布告（1945 年 2 月 23 日）を強いた。さらにソ連はトルコ東部の領土割譲をトルコに要求するという挙に出た。このような経緯もあって、大戦後に冷戦構造が確立される中で、トルコは欧米との関係強化による国際社会での生き残りや発展を目指していくことを決めたのである。アメリカの対共産主義政策の要であるトルーマン・ドクトリンとマーシャル・プランは、トルコのアメリカに対する経済および軍事的依存関係を急速に促進させた。またこれにより、トルコは北大西洋条約機構（NATO）と欧州経済協力機構（現経済開発協力機構，OECD）という西側国際秩序の一員に組み込まれたのである。経緯の詳細については松谷 [1987: Ch.V, Ch.VIII] を参照。

化政策が国民に完全に浸透した訳ではなかったことをも明らかにした。複数政党制の導入が決定すると雨後の竹の子のごとく政党が結成されが、トゥナヤによれば1945年から1950年の間に少なくとも8政党がイスラームの復興を主題として結成された¹⁷⁾ [Tunaya 1962: 191-193]。しかし、結局、それまで一党体制を布いてきた共和人民党政権の統制下で公正な選挙活動が困難で、全国的な政党組織網を確立するにも時間が必要であるという状況の中で、共和人民党の対抗馬となり得たのは共和人民党から分派した民主党であった。民主党が共和人民党と対立していたのは主として経済政策を巡ってであった。建国以来、運輸通信部門や鉱工業といった基幹産業を国営とするだけでなく、シュメル銀行（工業担当）、エティ銀行（鉱業担当）など産業部門ごとに設立された国営銀行が民間企業への融資を独占的に取り扱うという、国家統制色が非常に強い経済発展政策が実施されていた。これに対して民主党は民間主導の経済発展を主張し、共和人民党政権下で成長し、国家の統制からより自由に活動したいと考えるようになった民間資本家の利益を代表していた。

複数政党制は、一方で、それまでの世俗化改革に一定の修正をもたらした。まず、共和人民党までもが選挙に備えて、イマーム・ハティップ教室 (İmam-Hatip Kursu, 10ヶ月の養成コース) や神学部 (İlahiyat Fakültesi) の開設、小学校での宗教の課外授業の開始という制度改革 (いずれも1949年) を行った。民主党は、西欧化・世俗化政策による近代化という点に関しては、基本的に共和人民党の路線を共有する政党であったが、共和人民党に対抗するうえでそれ以前の世俗化改革に対する批判的姿勢を強調した。1950年の選挙で単独で政権を握ると、民主党は、世俗化改革の見直しとして、政権就任後すぐにそれ以前には禁止されていたアラビア語によるアザーンの呼びかけや国営ラジオでの宗教番組の放送を解禁した。1950年に小学校の宗教の授業が通常の授業に組み込まれ、出席を希望しない者が申し出る (従来は出席希望者が申し出た) こととされた。1951年にイマーム・ハティップ学校は中等部4年、高等部3年に改編された (これを機にİmam-Hatip Okullarıに改称)。また、1956年には宗教の授業が中学校でも導入された。

民主党政権下では、それ以前の時期に比べてイスラーム復興勢力の活動は容易となり、活発になった。それに伴い、モスク、コーラン教室、イマーム・ハティップ学校などの建設や、学生寮の運営や奨学金付与を行う財団活動も活発化した [Yücekök 1971: 133, 146]。その一方で、ティジャーニー教団のように世俗主義のシンボルとして町中のアタテュルクの像を破壊する過激なイスラーム復興勢力も現れたが、民主党政権はすぐにアタテュルク擁護法 (1951年、法令第5816号) を制定し、厳しく取り締まった。こうした中、タリーカやジェマート¹⁸⁾ といっ

17) ただし、この8政党のほとんどはイスラームや伝統を尊重する政治やムスリム諸国家との同盟という形でイスラーム復興への意思を示していた。

18) タリーカのシャイフを師と仰ぎ、彼のコーランの注釈書や教説を通じてイスラームの理解を深めようとする

たイスラーム復興勢力も、イスラーム体制樹立を掲げる政党を支持してさらなる弾圧を受けるよりも、より信仰活動の自由を認める方向で従来の世俗化政策の修正をすることを約束してくれる民主党に投票することを優先させたといわれている。

1930年代半ばにイスラームに関わる高等教育機関がすべて閉鎖されていたため、1950年代にモスクの建設が増加し、公的な宗教教育が導入されていくと、宗教知識人や宗教の教師、イマームやハティップを養成することが切実な社会的要請となっていた。当時、イマーム・ハティップ学校は職業教育学校に位置づけられており、その卒業生は大学進学を認められていなかった。神学部へは普通高校の卒業生のみが進学を認められていたため、神学部学生の多くは大学に入学して初めてアラビア語や宗教諸学に触れるという状況で、大学を卒業した時点での専門知識は限られたものであった。この問題への対応策として、1959年以降、イマーム・ハティップ学校卒業生の受け皿として高等イスラーム研究所（Yüksek İslam Enstitüsü）が主要都市に設立されていった。¹⁹⁾

イスラーム復興勢力は体制のコントロール下にある限り、体制にとっては利用価値のある存在でもあった。1960年代から70年代にかけての冷戦が深化した時期に、トルコでも他の国々同様に左翼運動が高揚していた。労働組合や学生組織が共産主義革命を主張してストやデモを繰り返し、テロ活動を展開する過激派も現れていた。NATOの一員としてアメリカの対ソ包囲網の最前線に位置したトルコの体制にとって、²⁰⁾ 共産主義を無神論でありイスラームに敵対しているとみなしたイスラーム復興勢力は反共政策のうえでは必要な存在だった。そのため体制にとって直接脅威とならない限り、復興勢力の活動はむしろ許容されたといわれている。²¹⁾ こうした状況の中で、国際的には1965年のカシミール紛争の激化や1967年の第三次中東戦争におけるイスラエルの占領地拡大のように、ムスリムを一方の当事者とする紛争や、国内的には大学での女子学生のスカーフ着用を巡る学生と大学当局の衝突といった事件が、ムスリム意識の高揚を促しつつあった。1970年の国民秩序党の結成はこうした1960年代以降のムスリム意識の高揚とイスラーム復興を背景にしていた。

1.3 「体制の擁護者」としての軍部

軍部が一党制の下での世俗化改革を支えてきたことはすでに触れたが、複数政党制の導入後も軍部の政治的関与は低下しなかった。軍部は1960年と1980年に大国民議會を解散させて軍

サークル的集団で、ヌルジュやスレイマンジュが代表的である。

19) 高等イスラーム研究所設立の必要性を訴えた人物には、政治的には中道右派とされ、宗教部門の自治化による信教の自由を訴え、アンカラ大学やイスタンブール大学で法学部教授を務めたバシュギルもいた。彼の見解に関しては[Bağcı 1998: 301-316]を参照のこと。

20) トルコの外交に関しては注16を参照のこと。

21) 大学や学部ごとの学生組織の全国組織である全国トルコ学生連合(Milli Türk Talebe Birliği)の幹部がイスラーム復興勢力の手に移った1969年まで、同連合には国から資金が援助されていたという[Anonymous 1990: 48]。

政を布き、1971年には大国民議会に対して文書による通告を発して政権交代を実現させた。²²⁾ これらはいずれも経済状況の悪化や社会的騒乱を収束させ、憲法に定められた「民主的で世俗的で不可分の一体性」を有するトルコの体制を守るためであるという論理の下に行われた。実際、1960年と1980年のクーデターでは一定期間の軍政が布かれたが、2度とも当初から民政移管を予定したクーデターであることが表明されていた。民政移管は、軍部の代表だけでなく多数の大学教授や司法関係者らから構成される憲法制定議会により立案された憲法草案が国民投票で承認された後に、総選挙が実施されるという過程を経て実現された。

軍政下で制定された1961年憲法および1982年憲法は、軍部と政治の関係に関して1924年憲法には無かった機関を設置した。それは大統領と軍幹部、政府の主要大臣から構成される国家安全保障会議 (Milli Güvenlik Kurulu) である。1961年憲法第111条に規定された国家安全保障会議は当初、政府に対して国防に関する政策決定と調整を「補佐するために、見解を通知する」機関に位置づけられていたが、1971年の軍部の介入後に行われた同条の改正では、政府に助言をする機関とされた。1982年憲法第118条では、政府は国家安全保障会議が国防のために不可欠と決定した対策を最重要問題として考慮することが規定されている。国家安全保障会議は審議の過程も決定も非公開であるが、実際には議題の選択から決議内容まで会議の全般にわたって軍部が主導権を握っているとされる。こうして、軍部は合法的に政治に圧力をかけることのできる憲法上の機関を手にしたのである。

軍部の介入は、欧化主義・世俗主義の知識人からも、「民主主義を守るための介入」というトルコ特有のパラドックスとして説明され、消極的ながらも容認されてきた。²³⁾ その論理は、もしも軍部がいなければ、アタテュルク以来の共和国の理念に敵対する勢力が権力を篡奪し、

22) 1960年のクーデターは、民主党が大国民議会での多数を守るために選挙の度に自身に都合の良い選挙制度を制定し、言論統制を強め、さらには国民の宗教感情を鼓舞してきたことに対して、共和人民党の支持者やアタテュルクの世俗化改革に忠実であろうとする学生や軍将校らが反発を強めていた中で実施された。軍事政権は民主党議員全員を逮捕し、1950年代を通じて首相を務めた党首ら3名を処刑した。1971年の介入は、1960年代を通じて活発化し、テロ活動にも手を染めていた左翼の過激派を弾圧する目的でなされた。介入は、それらの背景にある社会経済的問題に対して民主党の支持基盤を継いだ公正党政権が十分な対応をしていないと非難する軍部が再びクーデターを行う用意があることを通告するという形で行われた。これを受けて公正党政権は総辞職し、超党派内閣が結成され、共産主義を掲げるトルコ労働者党 (Türkiye İşçi Partisi) も憲法裁判所により非合法化された。軍部が動いた真の理由は、共産主義勢力が軍内部にも浸透し、軍部を掌握しようとする計画が進行していたからだとされ、実際に軍内部でこれを機に肅正が行われた。1980年のクーデターは、1970年代後半にやはり左右両翼の過激派がテロ活動を繰り返し、年率50%を超えるインフレと経済不況の進行により社会不安が増大しているにもかかわらず、大国民議会も党派対立を強めて有効な政策を打ち出せないという中で行われた。軍政下ではそれ以前の政党すべてが非合法化され、大量の政治家や左派を中心とする知識人、左右両翼の活動家が投獄された。3度のクーデターの分析については、たとえばカルパト [Karpat 1981] およびアフマド [Ahmad 1993] を参照。

23) トルコの民主化を扱う議論のほとんどはこの論理に依拠して一定以上の民主化の困難さを指摘している。たとえば、カルパト [Karpat 1981] を参照。

今ある民主主義や自由さえも奪われてしまうかもしれないというものである。この論理は、体制によるイスラーム復興勢力に対する弾圧を欧化主義・世俗主義勢力が、共産主義勢力に対する弾圧をイスラーム主義、トルコ民族主義、そして親米勢力が、積極的に支持または消極的に容認する際の論理となっていた。いずれのケースも、現状維持、そして軍部の政治的プレゼンスの保全にとって非常に好都合に機能してきたことに疑問の余地はない。

国民秩序党、国民救済党、福祉党はいずれも軍部の政治介入をきっかけとして非合法化された。国民秩序党は結党後1年足らずで世俗主義に反しているとして憲法裁判所により非合法化されたが、これは1971年の軍部の介入を契機とした左翼勢力の弾圧²⁴⁾の際に、体制が左右両派に対して公正に対処していることを示すためのポーズだったという見方もある。²⁵⁾ それによれば、国民救済党の結成のために、当時スイスに滞在していたエルバカンを1971年に介入した当時の軍幹部らが迎えに行ったという。この点は、これらの政党が世俗主義に反しているという決定それ自体が、政治の場において恣意的になされてきたことの証左の1つといえる。また、1980年のクーデターを契機に軍政が布かれた際には、トルコの要素とムスリム意識の双方に依拠したトルコ国民意識を強化することにより国民の統合度を高めようという思惑の下に、「トルコ・イスラーム総合」イデオロギーが採用された。軍政下で起草・制定された1982年憲法も、小中学校での宗教教育を義務づけている。つまり、軍部自身がイスラームを利用した国家運営に公に乗り出したのである。

ところで、軍部の介入に関する研究のほとんどは、軍部が世俗主義とトルコの領土の不可分性という憲法上の原則を擁護するために介入しているという観点から議論している。²⁶⁾ しかし、アフマドは軍部が企業あるいは企業の幹部として体制の擁護に強い利害関係をもっていたことを指摘している[Ahmad 1993: 12, 130-131]。1950年代後半の経済不況期にインフレが昂進する中で、多くの国民同様に低所得の下級兵士らも苦しい生活を強いられていた。この問題を解消するために、1960年のクーデターを機に軍人相互扶助協会(Ordu Yardımlaşma Kurumu)が設立され、軍人の強制的積み立て(給与の1割相当額)を資金とする生活協同組合的な活動が始められた。ところが、1970年代には軍人相互扶助協会はその資金を生かしてフランスのルノーと提携して自動車生産に乗り出すなど「多角経営」により成長し、トルコ有数の大資本と肩を並べる存在となったのである。²⁷⁾ さらに、軍幹部には退職後に財閥系大企業の顧問になる

24) 注22参照。

25) こうした議論はトルコ国内の左派、もしくは体制派ジャーナリストによるものである[Çalışlar 1994b; Yalçın 1994: 77; Poyraz 1998: 38]。彼らは、同時期に非合法化されたトルコ労働者党は幹部が投獄までされ、その後継政党も1975年まで結成が許されなかったにもかかわらず、国民秩序党の幹部は誰1人有罪とならなかったばかりか、以下に述べたように軍部が国民救済党の結成に手を貸したということをその証拠として挙げている。

26) たとえば、カルパト[Karpat 1981]やハリス[Harris 1985]の議論がそうである。

27) アフマドによれば、この協会が経営した企業にはトラック・トラクター製造販売、保険、食品缶詰、セメン

ものもいた [Ahmad 1993: 12].²⁸⁾ そしてこのことは、軍部が経済的観点からも、政府の経済政策や大国民議会の政治に強い関心を寄せていたことを示唆している。

2. 「イスラーム政党」

2.1 結党の経緯と党の性格

1960年代から1980年までの間、トルコでは国内産業の保護育成と財政収支の改善を目指して、輸入代替工業化による経済発展政策が採用された。その結果、トルコの産業界では外貨割り当てと中間財の輸入許可をめぐる競争が必至となった。イスタンブルやイズミルというトルコ西部の大都市に拠点を置き、建国以来の民族資本育成政策の中で成長してきた財閥を中心とする大資本は、特に1965年に民主党の後継政党として結成された公正党が政権に就くと、政府と緊密な関係を築き、こうした利権を独占し、成長していった。²⁹⁾

こうした中で、中小企業の不満を代表してトルコ商工会議所連合 (Türkiye Odalar Birliği) 会頭に就任したのが後に国民秩序党党首となるエルバカンだった。エルバカンはドイツのアーヘン工科大学で機械工学の博士号を取得して、イスタンブル工科大学で教壇に立つとともに、ナクシュベンディー教団にも属する熱心なムスリムだった。1956年に彼は大学教員を務める傍ら、自分の専門知識を利用して農業用給水ポンプ製造会社を設立した。彼は、中間財を輸入に頼る組立産業ではなく、自前の技術開発に基づく工業化を進めるとともに、中小企業を支援し、地域格差を是正していかなければ、トルコが西欧と肩を並べられる先進国にはなれないと主張し、公正党の経済政策に反対していた。当初エルバカンは、公正党内の親イスラーム復興勢力と関係を強めて、公正党内で権力基盤を築き、政界に身を投じる戦略も考えていた。しかし、そうした動きは当時の公正党党首で首相でもあったスレイマン・デミレルにより事前に妨げられ、さらにはトルコ商工会議所連合会頭を罷免された。この事件によりかえってカリスマ性を高めたエルバカンは1969年総選挙に無所属で立候補し、当選した。エルバカンの当選をきっかけにして公正党などから選出された親イスラーム復興勢力の議員らが集まり、1970年に国民秩序党

トブラントがあり、株式を保有した企業にはベトキム石油化学工場やグッドイヤー・タイヤのほか、トルコ石油公社もあった [Ahmad 1993: 130-131]。

28) この指摘は現在にも当てはまる。たとえば、後に述べる「2月28日過程」の時期の軍司令官の何人かは退職後に民間銀行の役員や顧問となった [Anonymous 2000]。

29) バーキー [Barkey 1990: 89] によれば、1980年において工業に従事する企業上位421社のうち253社がイスタンブルにあり、それらの売上高合計額は私企業全体の61.5%を、資本金は62.4%を占めたという。また、トルコの大企業が結成したトルコ産業家・企業家協会に所属する企業473社 (1989年の資料) のうち、323社がイスタンブル、61社がイズミルにある [Buğla 1998: 527]。またブーラは、トルコの経済政策は今日まで常に中小企業を無視してきたと指摘し、イスタンブル商工会議所の1991年の調査で、その時点までにトルコの中小企業の90%が全く国のインセンティブを利用したことがないという結果を紹介している [Buğla 1998: 523-524]。

を結成した。³⁰⁾

1973年と1977年の国政選挙の結果によれば、国民秩序党に代わって設立された国民救済党の支持基盤は、中小の商工業者、経済発展の遅れたアナトリアの東部や南東部という、基本的にエルバカンが経済的な利害を代表しようとした階層と、建国以来の世俗化改革に反発する人々であった [Sanıbay 1985: 143-186]。しかも、こうした支持基盤はしばしば重なり合っていたという指摘がなされている。アクシットによれば、イマーム・ハティップ学校の所在地と中小の商工業者の多い地域が一致しているほか、イマーム・ハティップ学校に通う生徒の父親もこうした職業に就いているケースが多いという [Akşit 1991: 149-150]。ユジェキョクも、宗教に関わる協会活動（コーラン学校やイマーム・ハティップ学校、モスクの建設・維持費負担など）の盛んな地域と中小の商工業者により設立された協会が多い地域が一致するとして、両者が重なっている可能性を指摘する [Yücekök 1971: 178]。さらに、1970年代のアナトリア中央部やトルコ西部においては、イマーム・ハティップ学校は信仰熱心な人々の間で宗教的知識と大学進学資格の双方を得られる社会経済的上昇の回路と見なされていたという [Akşit 1991: 149]。³¹⁾

このように、エルバカンの率いる一連の政党は、単に世俗主義体制に反発するだけでなく、社会経済的上昇とイスラーム復興の2つを志向する人々に支持されていた。一方、国民秩序党から現在まで、党の幹部のほとんどは、エルバカン同様、高等教育を受けたテクノクラートや弁護士、会計士など、体制内でエリートにあたるプロフィールを持つ人材によって占められてきた。³²⁾ 特に、1970年代に大学生であった現在の若手幹部にはイマーム・ハティップ学校を経て非宗教系学部を卒業している者や欧米の大学で学んだ者も少なくない [Anonymous 1996]。党のこの性格は、急進的、革命的というよりも漸進的、改革的な内容の党の綱領や政権担当時のプラグマティックな政策にも反映されているといえる。

2.2 党の綱領

1975年に党首エルバカンは「ムスリム共同体の視座」を意味する『ミッリー・ギョリュシュ (Milli Görüş)』 [Erbakan 1975] という著書を著した。これは党の基本的見解を示す綱領に位

30) たとえば、経済的利害の対立という点から党の結成を説明したものとしてバーキー [Barkey 1990: 130-153]、イスラーム復興勢力内部の動きを当事者として記したものとしてエムレ [Emre 1990] を参照。

31) 1970年代後半に自身が行ったインタビューからアクシットは、イマーム・ハティップ学校への進学を本人と両親が共に望んでいる人の場合、同校は「精神的学問と物質的学問」の双方を学べるという点で普通高校より望ましいと考えており、また、そういう学生の多くが卒業後は工学、医学、社会科学系の学部への進学を希望していたと指摘する [Akşit 1991: 151]。この背景には教育制度改革があったことが指摘できる。大学入学資格が得られない職業教育学校出身者のための普通高校卒業認定試験が1969年に簡略化されたうえ、1973年に、イマーム・ハティップ学校は普通校と同等のカリキュラムに宗教系科目が加わった中等部3年、高等部4年のシステムに整備され、名称も İmam-Hatip Lisesi と変更された [Duman 1997: 161-162]。

32) 党幹部のプロフィールについては拙稿 [澤江 2000] を参照。

置づけられたが、ミッリー・ギョリュシュは党のイデオロギーの総称としても定着している。³³⁾ その緒言において彼は、19世紀初頭のオスマン帝国時代に始まった西欧化改革を指して、そのせいで「約200年の間に外国勢力と彼らの現地協力者によってムスリムとしての国民意識 (milli şuur) ³⁴⁾ が失われてしまった」と述べている [Erbakan 1975: 9]。エルバカンは、「千年に及ぶ我々の歴史において我々は西欧諸国の師であった。全ての今日の実証科学 (müsbet ilimler) の創始者は我々の学者たちである。西洋人はこれらを我々から学んだ。我々は全人類を明かりで照らす偉大なる文明をもう一度築こうではないか」と述べ、これが党のスローガンである「偉大なるトルコの再興 (Yeniden Büyük Türkiye)」の意味だとしている [Erbakan 1975: 10]。彼は、西欧化によってのみ近代化が可能であると考えた世俗主義の擁護者に対してのみならず、イスラームを後進性の象徴とみなし、オスマン帝国からトルコ共和国への移行と西欧化、世俗化の改革を進歩とする考え方に異議を申し立てているといえる。

エルバカンはすでに1970年頃から同趣旨の講演を学生組織の講演会などを通じて各地で行っており、トルコで一般的に信じられているのとは逆にいかに多くの科学の基礎がムスリムの学者たちによって築かれてきたかを説明している。³⁵⁾ 彼は「欧化主義は誤っていて、トルコを後進国におとしめ、トルコを卑下する精神である」と続け、西欧を模倣することは、トルコに害を与えるだけでなく、トルコが西欧諸国と競えるライバルになることを妨げるため、結局は西欧に資することになると警告する [Erbakan 1975: 9-10]。これに対してミッリー・ギョリュシュでは、「信仰こそが基本的力の源泉」 [Erbakan 1975: 17] であり、党の目的は「国民 (ムスリム) の価値観」を重視し、それに依拠した「物質的發展」を達成することによって、「偉大なるトルコの再興」を実現することとされている。そして、ミッリー・ギョリュシュによる現状認識に基づいて国家秩序、国民教育、アナトリアの発展、経済秩序、工業化政策、外交と国防の各章で、時にはコーランやハディースに言及しながら、不当で (zulm) 間違った (batıl) 現状を正すべく、ムスリムの価値観に依拠した発展政策の必要性が説かれている。

33) このことは、党の出版物でのミッリー・ギョリュシュという言葉の使われ方でも分かる。たとえば、国民救済党が連立政権に参加していたときにどのような政策に力を注いだかを説明するパンフレットの題名は「ミッリー・ギョリュシュが政権時に行った奉仕」であった [Refah Partisi n.d.]。

34) 現在は「国民の」という意味で一般的に用いられる milli という言葉は、オスマン帝国下のムスリム共同体を指す言葉から派生している。本章で説明するようにオスマン帝国以来のトルコの近代化に対する独自の歴史観に立脚するミッリー・ギョリュシュの文脈においては、単なるトルコ国民ではなく、オスマン帝国時代のムスリム共同体に由来するムスリム・トルコ人ととらえるべきであろう。党や支持層の言説においても「国民の99%がムスリムの国トルコで」が常套句となっている。なお、国民秩序党、国民救済党、および国民青年ワフ (注40を参照) の名称にも milli という言葉が用いられているが、これらもミッリー・ギョリュシュにおけるのと同様の意味が込められていると考えるべきであろう。

35) これは冊子にまとめられて、各地の学生組織や国民秩序党の青年組織によって配布されていた [Erbakan 1970]。また、1975年にリビアを公式訪問した際にも、リビアの学生や軍人を相手に同様の説明をしており、彼の基本的な問題意識の在処を示しているといえる [Bayık n.d.]。

ミッリー・ギョリュシュは「物質主義の社会主義」と自由主義・資本主義という2つの「西洋模倣主義」に対置する第3の道であるとされる。著作の全編にわたって真実（Hak）や公正・正義、道徳、美德がキーワードとなった基本的立場が提示され、体制と金という権力が支配の原理であると彼らが主張する社会主義と資本主義との違いを強調する。ミッリー・ギョリュシュにおいて国家の役割は、イスラームの価値観である「真実」と「公正」を実現することにあると規定する [Erbakan 1975: 43]。政治体制としては直接選挙で選ばれた大統領と普通選挙による議会制に基づいた共和制を主張する [Erbakan 1975: 44-45]。その中で、思想・言論や信仰の自由の保証、低所得者層への社会保障の充実、中小企業重視の工業化・経済発展政策による地域格差の解消とならんで、宗教や道徳教育の拡充、社会的公正の重視と利子の廃止といったイスラーム的理念にもとづいた政策が主張されている。外交政策では、EEC（当時）は経済統合に始まって、キリスト教諸国の政治統合が最終目標であるため、EEC加盟はトルコを経済植民地化するだけだとして反対された [Erbakan 1975: 246-264]。そしてその代わりにトルコはムスリム諸国との関係強化を図るべきと主張された [Erbakan 1975: 265-266]。

エルバカンの関心は、社会的公正への配慮や外国依存から脱却した自立的な経済発展という、国民国家の発展政策と極めて密接に結びついた領域にあるようにみえる。公正や真実という単語と同じくらいに発展・開発という単語が頻繁に用いられている。彼は、実はトルコはイスラームの価値規範に依拠することで西欧化によって実現できる近代化以上の発展を遂げることができるかと主張しているのである。

1991年には「公正な体制（Adil Düzen）」という新しい綱領が掲げられた [Erbakan 1991]。ミッリー・ギョリュシュの基本的認識に立つて、特に経済制度に関してモデルを提唱しようとしたものである。「生産では自由主義、分配では社会主義」といわれるように、国家の役割を社会資本整備など最低限に抑えるよう主張する一方で、低所得者層の税負担の免除や生産への課税と所得税の廃止など社会的公正を目指した制度である。これは党のスローガンとしても頻繁に用いられたが、党の支持層からも実行可能性がないとの批判を受け [Çakır 1994: 139-149]、1996年の福祉党の政権就任とともに「公正な体制」という言葉は聞かれなくなった。

2.3 大国民議会での活動

国民救済党と福祉党はそれぞれ1973年から1980年にかけてと1991年から1998年にかけて、大国民議会で議席を有していた。その間1974年から1978年にかけて3度の連立政権に参加し、1996年から1年間は首班としてやはり連立政権を担当した。これらの党は、大国民議会においても、現状をいかに改革し、イスラームの理念にかなう発展を目指すかという視点、すなわちミッリー・ギョリュシュの視点から政策を策定している。³⁶⁾

36) 国民救済党および福祉党の政権担当時の政策に関しては、それぞれ [Refah Partisi n.d.; Anonymous n.d.] を参照。

いずれの政党も政権担当時には、宗教教育の拡充、経済発展と社会的公正の実現、そしてムスリム諸国との関係強化に力を注いだ。教育分野では、イマーム・ハティップ学校の開校が促進された。³⁷⁾すでに述べたように、これはイスラームに関する知識と非宗教系の専門知識の双方を獲得した人材の輩出が期待できるようになることを意味していた。

経済分野では、地域格差や所得格差を解消し、国民が全体として経済発展の成果を享受できる経済・社会政策が掲げられた。経済政策の中心課題は地方の開発と工業化だった。1970年代はアナトリア各地で国営企業が設立され、雇用創出がはかられた。ただし、その多くはセメントや砂糖精製であり、重化学や機械産業ではなかった。また、インフレや高金利、所得格差の拡大が争点となっていた1996年7月からの1年間にわたる政権時には、公務員の最低賃金の大幅引き上げのほか、低所得者層に手厚い税制や社会保障制度改革、中小企業や農業・畜産業への低利融資システムの構築が目指された。

外交関係においては、ムスリム諸国家との2国間関係だけでなく、ムスリム諸国家からなる国際機構を通じた外交が重視された。1976年には世界イスラーム連盟の主催する「国際シャリーア会議」に国民救済党の国務大臣が参加した。福祉党を首班とする連立政権では、福祉党のイニシアティブにより「ムスリム8ヶ国首脳会議 (Devlet 8)」³⁸⁾が創設され、経済分野を中心とした協力関係の構築が目指された。一方、対欧米外交が懸念されたが、外務大臣を連立相手の正道党に任せ、また、福祉党の議員も欧米諸国とのパイプ作りに努めるなど、既存の欧米重視の外交政策からの逸脱はなかった。懸念されていたイスラエルとの軍事同盟も継続が確認された。

その他、ムスリムがイスラームの規則に従って生活しやすくなるような制度改正（金曜日を休日にする、ラマザン月の就業時間を日没時刻に応じて変えること）や、世俗化改革のシンボルとして博物館にされたアヤソフィア・モスクを礼拝に開放することは、70年代以来何度も法案として提出されたが、これまでのところ実現していない。

2.4 ミッリー・ギョリュシュの底流をなす歴史観

国民秩序党の結成以来、党幹部が支持層に語りかける際に用いられる言説においては、「フリーメーソン」という別の要素が重要性を持っている。党が「物質主義（つまり無神論者）の左翼」と「利己主義で資本主義者のイスタンブルの大企業と、その政治代表である公正党」に

37) イマーム・ハティップ学校の中等部は1973年から1978年の間に、58校から335校に、高等部は71校から173校に増えている。1974年に共和人民党と連立政権を組んだ国民救済党は、国民教育大臣を担当しなかったが、キャスティング・ボートを握って強い立場にあったため、連立合意の際に、宗教教育に関して合意がなされていたという [Duman 1997: 179]。国民救済党も福祉党も自らが国民教育大臣を担当することはなく、むしろ常に、産業やエネルギーといった経済関係の大臣を中心に担当した。

38) 参加国は、トルコのほか、バングラディシュ、インドネシア、イラン、マレーシア、エジプト、ナイジェリア、パキスタンである。

対置され、不当に抑圧・搾取されるムスリム中小商工業者の代表と説明されたことはすでに述べた。党結成の経緯からも明らかなように、1970年代に国民救済党が選挙で票を争う最大のライバルは公正党であったが、公正党を非難する際に盛んに用いられた言説が公正党を欧米のユダヤ資本と結託して暴利を貪り、トルコ社会の発展を省みない「フリーメーソン」の利益を代表する政党であるという非難だった [Çalışlar 1994a].

「フリーメーソン言説」は、そもそもオスマン帝国末期に、立憲性を布いて西欧列強と帝国内の非ムスリム臣民に対する政治的正統性を確立することに帝国の活路を見いだしていた統一と進歩委員会 (İttihat ve Terakki Komitesi) に関して、その多くのメンバーがフリーメーソンであり、西欧列強による帝国分割の策略を手助けし、オスマン帝国の崩壊を導いた、というイスラーム復興勢力側の歴史解釈を反映している [Sitembölükbaşı 1995: 136-137]. 統一と進歩委員会は後のトルコ共和国下の欧化主義・世俗主義エリートにつながる潮流である。その意味で、ここにおける「フリーメーソン」とは、オスマン帝国滅亡からトルコの西欧化・世俗化政策による信仰活動の制限をもたらした責任者であり、かつ現代のトルコの政治経済体制を牛耳る一部の特権階級の代名詞なのである。そしてそのような「フリーメーソン」に自身を対置させることで、自らの政権就任がいかに正当であるかを訴えている。³⁹⁾

さらに、フリーメーソン言説はオスマン帝国末期からの歴史に依拠しているがゆえに、イスラーム史というよりはむしろトルコに固有なものであり、愛国主義的な性格を強く帯びている。ここでの愛国の感情は、オスマン帝国というトルコ系のムスリム国家への哀惜の念であり、かつ現在の「買弁 (komprador)」的な [Çalışlar 1994a] 特権的エリートへの敵意として理解できる。

フリーメーソン言説はイスラーム復興勢力に一般的に見られる反シオニズム、反イスラエルの主張につながっている。国民秩序党以降、一連の党にとって反シオニズムは外交政策を規定する基本的立場である。党がEEC (EU) 加盟反対を説明する際には必ずと言っていいほど反シオニズムが持ち出されてきた。たとえば、『ミッリー・ギョリュシュ』では、「共同市場は三階建ての家である。最上階はシオニストの資本家たちが住んでいる。二階にいるのはヨーロッパ人で、今日、雇用者としてシオニストの資本のために働いている状態である。一番下の階には下僕や労働者が必要であり、トルコはこのために勧誘されている、ビルの最下層へ」 [Erbakan 1975: 253] と、シオニズムと資本主義、ヨーロッパ統合の関係が説明されている。シオニストは「世界で覇権を確立するために、自らは少数であるにも関わらず全世界の人間をシオニスト資本のために働かせるために資本および利子システムを確立」 [Erbakan 1975: 249] したとされ、各国の政財界のトップから選ばれるフリーメーソンは、ユダヤ人のみから

39) フリーメーソンに言及しないが言外にこれを指したものとしてエルバカン [Erbakan 1975: 18] を参照。

構成されるイスラエルの最高意志決定機関の意向に従って各国で活動するという構図で説明されている。⁴⁰⁾

フリーメーソン言説は複数政党制移行後にイスラーム復興勢力のメディアで頻繁に見られるようになっており、国民秩序党に始まったものではない [Sitembölükbaşı 1995: 136-139]。しかし、これが経済階層間の対立構造に当てはめられることで、イスラームと階級的要素、愛国主義的要素の結びついた独特の世界観が成立した。トプラク [Toprak 1981: 97] によれば、1973年選挙の際に国民救済党を支持した理由を問う調査で12.3%の人が「公正党のフリーメーソン政党化」と答えているように、この言説は党の支持者に一定の説得力を持って受け止められていたと考えられる。また後にも述べるように、フリーメーソン言説は、世俗主義エリートとイスラーム復興勢力の対立やイスラーム復興勢力への弾圧を説明する構図として、事件が起こる度にイスラーム復興勢力系のメディアに登場している。

3. 世俗主義体制による弾圧

3.1 「2月28日過程」

福祉党が政権に座している最中の1997年2月28日、軍部主導の国家安全保障会議の月例会議で、「憲法とアタテュルクの国民主義に規定された民民主義で世俗的、社会的法治国家であるトルコ共和国の国家体制に対して、時代錯誤的な宗教的マントの下で活動している反体制活動」が議題に採り上げられた。そこでは、「トルコ共和国の存在は、アタテュルクの原則と革命に基づいて、近代的文明を目指して、民主体制を通じて進んでいくことを規定する憲法と共和国の法律の適用に関して、決して妥協してはならない」ことが確認された [Yıldız 2000: 95]。⁴¹⁾ さらに、同会議にもエルバカンを始め福祉党選出の主要大臣が出席しているにもかかわらず、暗に福祉党を指し示して「国内問題の解決を『国民概念ではなくウンマ概念』で検討して解決しよう」とする危険分子だとし、法的、行政的措置によって彼らの試みを妨げるために、国家による宗教の管理の体制をもう一度引き締め直す必要があると決議された [Yıldız 2000: 95-97]。

この決議は、政権を握る福祉党を「反動勢力」と断定し、国家諸機関が連繋して福祉党に対して断固とした態度で臨むべきであると軍部が宣告したことを意味した。そして、この会議以降に軍部、大学当局、検察・司法当局による一連の弾圧が進められたため、この時期に行わ

40) フリーメーソンの組織と活動が記された本の翻訳 [Altan 1996] が党の機関誌 (Milli Gazete) の付録として配布されたほか、党の事実上の青年部に当たる国民青年ワクフ (Milli Gençlik Vakfı) で配布された。

41) 国家安全保障会議は審議過程、決議ともに非公開であるが、国家安全保障会議事務局が議題や決議について概要を公表している。1997年2月28日に行われた会議については、体制派日刊紙の『サバフ』が会議出席者から非公式に入手したと思われる18項目に及ぶ詳細な決議内容を同年3月19日に掲載した。本稿における会議決議内容の議論は『サバフ』紙報道 (ユルドゥズ [Yıldız 2000: 95-97] 所収を参照) に依拠したものであることをお断りしておく。

れたイスラーム復興勢力に対する弾圧は一般に「2月28日過程（28 Şubat Süreci）」と呼ばれている。⁴²⁾ しかし、「2月28日過程」は1996年の年末頃からすでに始まっていた。まず、当時はちょうどラマダン月であったが、エルバカンが法律上は禁止されているタリーカのシャイフを首相官邸に招いて断食明けの食事を共にしたことがまずメディアで問題とされた。次に、ラマダン明けの祝日（Şeker Bayramı, 砂糖祭）に合わせてアンカラ・シンジャン市の福祉党選出市長がイラン大使を招いてエルサレムの現状を非難する演劇を主催し、会場にハマースの指導者らの肖像を掲げたことが公となった。これに対して、軍部はシンジャン市に戦車を送り込むという示威行動に出た。シンジャン市長はすぐに逮捕された。体制派メディアでは、こうしたニュースが連日センセーショナルに報道された。

2月28日以降には弾圧の対象や領域がさらに広げられた。同年4月には軍参謀本部（Genelkurmay Başkanlığı）がマスコミ向けにブリーフィングを行い、「反動主義勢力」を国家に対する最大の脅威として断定したうえで、国家を挙げての対策を要求した [Anonymous 1997c]。5月にはついに共和国最高検事（Cumhuriyet Başsavcılığı）が世俗主義の国是に違反しているとの理由で福祉党の解散を憲法裁判所に求める訴えを起こした。こうした中で福祉党と連立を組む正道党では連立政権継続に反対する大臣や有力議員らの相次ぐ離党が始まり、6月末に連立政権は崩壊した。また同月中旬には軍参謀本部が、今度は憲法裁判所裁判長を始めとする司法機関の幹部らと報道関係者に対して「反動的活動」に関するブリーフィングを行った。⁴³⁾ そこでは、「反動主義勢力」の資金源として具体的な企業名が示され、当該企業の製品の不買を促すということまでなされた。このリストに挙げられた企業は、イスラームの価値規範に従った企業活動を目指していることで知られ、近年目覚ましく成長している企業だった。⁴⁴⁾

福祉党首班の連立政権崩壊後に結成されたのは共和人民党と祖国党、民主党という左右の中道政党による連立政党だった。その政権下で、義務教育年限が小学校の5年間から中学校までの8年間に延長された。その結果、イマーム・ハティップ学校の中等部は廃止された（1997年、法令第4306号）。これは年少者への宗教教育の機会を大幅に制限することをねらった教育

42) 「2月28日過程」は福祉党が1995年の選挙で議会第1党となった時点から始まっていたともいえる。福祉党は21.4%の得票率であったため、議会第2党で中道右派の祖国党との連立内閣樹立に合意していたが、軍部が難色を示したため祖国党が議会第3党の正道党（公正党の後継政党）と連立を組んだといわれている。しかし党派対立や正道党党首のスキャンダルからこの政権は約半年で崩壊し、1996年6月末に福祉党が正道党と連立政権を結成した。

43) ブリーフィング内容はリベラル派の日刊紙『ラディカル』が同年6月12日に掲載したもの（[Yıldız 2000: 157-175] 所収）を参照した。6月10日に行われた司法関係者向けのブリーフィングへの出席者についてはチェック [Çiçek 1997: 32-33] を参照。

44) ここで示された企業リストは、もともと2月28日の国家安全保障会議後に軍部が軍人に対して当該企業製品の不買等を求める通達として示されたものである。具体的な企業名についてはユルドゥズ [Yıldız 2000: 176-177] を参照。

制度改革であるとしてイスラーム復興勢力の激しい反発を招いた。コーラン教室も、義務教育修了後の年齢の子供のみが登録できるとして、登録可能年齢が義務教育延長分だけ引き上げられることが行政審査院 (Danıştay) により決定された [Danıştay'dan 8 Yıl Kararı]。 「反動主義者」として規律違反の名目で除籍される軍将校の数も大幅に増加した。⁴⁵⁾ また、高等教育機関の職員や教師、公務員が職場でスカーフを着用することを禁じる規則 (1998年、規則第23516号) が決められ、学生に対しても同様の規則が各大学ごとに学長や学内会議の通達という形で適用された。その結果、スカーフ着用を理由として解任される教師や、授業や試験さえ受けられない学生が少なからず発生している。⁴⁶⁾

3.2 福祉党解散命令判決

1998年1月に憲法裁判所は、共和国最高検事が列挙した証拠を大筋で認め、福祉党を解党する判決を下した。その結果、党首エルバカンを始め党の幹部7人が、5年間の政治活動の禁止を命じられた。判決の中で裁判長は、「世俗主義とは、中世的教条主義をうち破り、理性の優位としての科学による実証性ととも発展した自由と民主主義の理解と、国民化、独立性、国民主権、そして人類の理想の基盤をなす文明的な生活形態」であり、「民主主義とはシャリーア体制の対極に位置づけられる」ものだと規定した [Anayasa Mahkemesi: 277-279]。そのうえで、判決は証拠が以下の3つの法的根拠に該当することを指摘している [Anayasa Mahkemesi: 303-304]。その3つとは、(1) 政党法第101条 (b) によれば、党の党首、副党首、および幹事長が世俗主義に反する発言 (口頭、書面とも) をした場合には、それだけで当該政党を解散させるに足る理由となる、(2) 同規定に該当する行為はそれだけで、憲法第69条第6項および政党法第103条に規定された「政党が犯罪の中核をなすようになった (suç odağı haline gelmesi)」ことの証拠となる、(3) 政党法第78条、第84条、第87条、ならびに憲法第68条第4項により禁止された世俗主義に反する言動を役員以外の党員が行った場合でも、その言動が恒常で、頻繁で、確信的になされているにもかかわらず党がしかるべき対処をしなかった場合には、党自身がそうした言動に賛同したものと判断される、というものである。ここでは証拠の1つ1つを詳細に論じることはできないので、憲法裁判所が主要な判決理由とした第1の法的根拠、すなわち党首エルバカンら党役員に関する証拠を中心に検討するにとどめる。

まずエルバカンについて、スカーフの着用は着用していない女性や他の宗教を信奉する人と

45) 1997年と1998年の軍籍剥奪者数はそれぞれ161人と162人にのぼった [Anonymous 1998b]。

46) 1998年7月にイスタンブール第6行政裁判所 (İstanbul 6. İdare Mahkemesi) とエディルネ行政裁判所 (Edirne İdare Mahkemesi) が相次いで、それぞれイスタンブール大学とトラキヤ大学工学・建築学部に対して、スカーフを着用したまま学生が大学の構内や校舎内に出入りし、授業や実験などに出席することを禁止する規則に法的根拠がないとして、規則を撤回するよう命じる判決を下した。しかしながら、その他の大学では同様の禁止命令が適用されており、問題は未だ収束していない。スカーフ着用を禁止する規則およびこの規則の撤回を命じた上述の判決全文についてはユルドゥズ所収 [Yıldız 2000: 202-221] のものを参照した。

の区別を強調し、紛争の原因になりかねないという性質が世俗主義に反しているため、エルバカンがスカーフ着用の権利を求める運動を擁護する発言をしたことは世俗主義に反すると説明された [Anayasa Mahkemesi: 281]. また、各人が自分の宗教や宗派に依拠する法律を選び、それに従って生活できるという「法多元主義国家」を要求した発言⁴⁷⁾は、「宗教に依拠する法体系の導入」の要求であり、世俗主義に反するとされた [Anayasa Mahkemesi: 283-286]. エルバカンがタリーカのシャイフを招き、断食明けの食事を供したことに關しては、「世俗主義に反する言動で知られ、憲法第 174 条で保護された革命法に反する服装で」来たシャイフたちを国家に属する首相官邸に招き入れたことは、「政党の宗教的外観や理解を世俗国家体制の構成原理に優越させたことを示し、政治的利益と影響力を保持しようとする態度である」として、世俗主義の原則に明らかに反していると断じられた [Anayasa Mahkemesi: 287-288].

副党首のアフメト・テクダルが「トルコで正義の秩序 (hak nizam) を樹立しようとしている政治的リーダーの名前は福祉党である」と演説した際に、「正義の秩序を樹立しようと努めない者はジェナーブ・ハックに対して自身の正当性を立証できない」とも話していることに依拠して、この党がシャリーアに依拠した国家体制を目指していることの証拠とされた [Anayasa Mahkemesi: 293]. 最後に、副党首で法務大臣を務めていたシェブケット・カザンが、前出のシンジャン事件の結果、実刑判決を受けて刑務所に入所していた元シンジャン市長を訪問したことが証拠とされた。そして、共和国の世俗主義原則に反した罪で服役中の者を訪問することは、党として彼の言動に賛同し、支持を表明することを世論に伝えるメッセージであるという理由が述べられている [Anayasa Mahkemesi: 295-297].

判決では、上記第 1 の法的根拠に照らしてみると、これらの証拠だけでも福祉党の解党命令を下すに十分であるとされている [Anayasa Mahkemesi: 304]. しかし、ここに挙げられた程度の言動は、実は他の政党の役員によってもなされている。たとえば、祖国党のメフメト・ケチェジレル副党首は、スカーフ着用を禁じる法的根拠はないと主張し、この問題で強硬姿勢を見せていたケマル・アレムダロル・イスタンブル大学学長を批判している [Anonymous 1998a]. スカーフ問題に關しては、司法の判例でも見解が分かれていることはすでに指摘した通りであり、スカーフ着用の自由を擁護することが明らかに世俗主義に反しているというのであれば、ケチェジレルが副党首を務める祖国党は解散を要求されてしかるべきであるし、前述の行政裁判所判決も憲法違反とされるべきである。しかしこうした訴えは起こされていない。

そもそも祖国党には、党の設立当時から党首を務め、1983 年から 1989 年まで首相としてイスラーム銀行の設立を許可し、スカーフ着用も擁護したトゥルグット・オザルを始めとして、ナクシュベンディー教団に所属したり、かつて国民救済党に所属していた議員も少なくない。民

47) 注 3 参照。

政移管から間もない1984年に、当時国民教育大臣を務めていた祖国党選出のヴェフビー・ディンチェルレルは、小中学校でダーウィンの進化論を教えることを実際に禁止したほか、同年の体育の日に女生徒は体の線を隠す服装を着ることを決定し、メディアを騒がせた[Toprak 1988: 132]。ディンチェルレルは党役員ではないが、大臣として政策を実現した以上、彼の政策が党の政策とみなされてもおかしうはない。しかも福祉党のケースは発言ばかりなのに対し、祖国党は政策として実現されているのである。しかし、祖国党が起訴されたことはこれまでない。

政党が世俗主義に反している綱領を掲げていないという点では祖国党と福祉党に違いはない。それにもかかわらず両党がこのように相反する結果を辿っていることは、起訴自体が恣意的に行われていることを指し示している。

おわりに

それでは一体何が「イスラーム政党」を規定する条件なのだろうか。国民救済党は1980年のクーデターを機に他のすべての政党とともに非合法化されたためさしおくとしても、国民秩序党と福祉党の非合法化の過程に恣意的な判断が重要な役割を果たしていたことは間違いない。世俗主義体制は、1960年代後半以降ムスリム意識を国民の統合のために利用し始めて以来、同時にイスラーム復興を制御可能な程度に抑止する必要にも駆られてきた。国民秩序党も福祉党も体制のこの両義性の中で利用されてきたいわばスケープゴートだったといえる。イスラーム復興が体制利益を損なう恐れが出るほどに高まると、威嚇と打撃を与えるために国民秩序党や福祉党が非合法化され、スケープゴートとされたのである。

それでは体制の利益とは何か、体制を構成するのは誰かと問い直すと、国民秩序党や特に福祉党はたまたまではなく、むしろ体制と最も鋭く対立していた政党であったために、スケープゴートに選ばれたと理解できる。福祉党にいたる一連の政党と、祖国党や正道党といった中道右派政党との違いは、世俗主義体制の中で確立されてきた既得権を脅かす要求を掲げているか否かに最も明白に現れている。ここでいう既得権には、世俗主義体制の擁護者を自任する軍部の政治的プレゼンスのみならず、大資本が既存の経済制度の中で独占的に支配・拡大してきた利権、さらには、欧化主義・世俗主義エリートが維持してきた西欧化・世俗化と文明化・近代化を同一視する価値基準をイスラーム的価値基準に対して優越するものとして社会に押しつける権力（司法、教育、文化行政を通じて）までも含まれる。中道右派政党は、このいずれの点でも既得権を直接侵害する主張をしていないし、特に経済的な権益に関しては1950年代以降、自身がそれを代表してきている。

福祉党寄りであるかどうかに関係なく、イスラーム復興勢力の発行する主要各紙では、「2月28日過程」に始まる一連の世俗主義勢力による言動に関して、これらをフリーメーソン言説にそって説明する記事が日々掲載された[Anonymous 1997a; Anonymous 1997b; Kabaklı 1997;

Kıvanç 1997]. そこでは、「2月28日過程」の立て役者とされるチェビック・ビル参謀本部第2司令官（当時）や、アレムダロル・イスタンブール大学学長、まさにエルバカンが批判してきた輸入代替の組立工業でトルコきっての大財閥に成長し、近年は銀行経営を通じて多額の利子収益を得ているとイスラーム復興勢力が批判するコチ財閥のヴェフビー・コチ会頭、福祉党政権崩壊後に連立政権を結成し、8年間義務教育を実施した共和人民党のエジェビット党首と祖国党のユルマズ党首らがフリーメーソンであると名指しされた。そして、フリーメーソンがユダヤ資本とイスラエルの支持に従って福祉党政権を崩壊に導き、反イスラーム、反ムスリムの政策を展開していると説明された [Akel 1998; Arseven 1998; Akkuş 1999; Ünal 1999]. フリーメーソン言説は、トルコの近代国家形成に関する彼ら特有の歴史解釈と既得権益をめぐる対立が世俗主義改革に結びつけて語られることで、体制を理解するための枠組みとして復興勢力にとっての説得力を保ち続けている。また、この言説はイスラーム復興勢力自身が、体制による弾圧はイデオロギー上の対立にとどまらず、むしろ体制内の諸々の既得権を守るために実行されていると考えていることを示している。

福祉党の支持基盤を継いだ美徳党は、民主主義、自由、法治国家、人権、発展を党の5原則として掲げ [Fazilet Partisi 1998: 3]、宗教的修辞に満ちた演説を排してこの5原則を全面的に押し出し、福祉党以前の一連の政党と一線を画そうとしている。しかし、美徳党がいかにもそのような立場を強く主張しても、世俗主義体制とその下で確立された既得権に美徳党とその支持層が対峙し続ける限り、美徳党もまた体制から「イスラーム政党」と見なされ、弾圧されていくのであろう。⁴⁸⁾

本稿は、2000年6月24日および25日に京都大学にて開催された日本比較政治学会2000年度研究大会分科会3での報告をもとにしている。発表の機会を与えていただいた日本比較政治学会を始め、分科会を企画および司会された小杉泰氏、酒井啓子氏（報告者）、白石隆氏（討論者）、貴重なご指摘・ご批判をいただいた皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。

引用文献

研究書

- Ahmad, Feroz. 1993. *The Making of Modern Turkey*. London and New York: Routledge.
- Akşit, Bahattin. 1991. Islamic Education in Turkey: Medrese Reform in Late Ottoman Times and İmam-Hatip Schools in the Republic. In R.Tapper ed., *Islam in Modern Turkey: Religion, Politics, and Literature in A Secular State*. London: I.B. Tauris, pp. 145-170.

48) 1999年5月に共和国最高検事は憲法裁判所に対して美徳党の解散を要求する起訴状を提出した。そこでは、1999年4月の総選挙で大国民議会に選出された美徳党の女性議員メルヴェ・カヴァクチュが大国民議会にスカーフを着用したまま登場し、議場に混乱を引き起こした事件などが証拠として提出されている [Yargıtay Cumhuriyet Başsavcısı].

- Ayubi, Nazih. 1991. *Political Islam: Religion and Politics in the Arab World*. London and New York: Routledge.
- Barkey, Henry. 1990. *The Political Economy of Industrialization: A Case Study of Turkey 1960-1980*. Colorado and Oxford: Westview Press.
- Buğla, Ayşe. 1994. *State and Business in Modern Turkey A Comparative Study*. Albany: State University of New York Press.
- _____. 1998. Class, Culture, and State: An Analysis of Interest Representation by Two Turkish Business Associations, *International Journal of Middle Eastern Studies* 30: 521-539.
- Çakır, Ruşen. 1994. *Ne Şeriat Ne Demokrasi*. İstanbul: Metis Yayınları.
- Choueiri, Youssef M. 1990. *Islamic Fundamentalism*. London: Printer Publishers.
- Duman, Doğan. 1997. *Demokrasi Süresinde Türkiye'de İslamcılık*. İzmir: Dokuz Eylül Yayınları.
- Göle, Nilüfer. 1996. *The Forbidden Modern Civilization and Veiling*. Ann Arbor: The University of Michigan Press.
- Harris, George. 1985. *Turkey: Coping with a Crisis*. Boulder: Westview Press.
- Karpat, Kemal. 1981. Turkish Democracy at Impasse: Ideology, Party Politics and the Third Military Intervention, *International Journal of Turkish Studies* 2 (1): 1-43.
- 小杉 泰. 1994. 『現代中東とイスラーム政治』 昭和堂.
- Mardin, Şerif. 1997. Religion and Secularism in Turkey. In A. Kazancigil and E. Özbudun eds., *Atatürk: Founder of a Modern State*. 2nd ed. London: Hurst & Company, pp.191-219.
- 松谷浩尚. 1987. 『現代トルコの政治と外交』 勁草書房.
- Poulton, Hugh. 1997. *Top Hat, Grey Wolf and Crescent*. London: Hurst & Company.
- Roy, Olivier. 1994. *The Failure of Political Islam*. London: İ.B.Tauris.
- Sarıbay, Ali Yaşar. 1985. *Türkiye'de Modernleşme Din ve Parti Politikası "MSP Örnek Olayı."* İstanbul: Alan Yayıncılık.
- 澤江史子. 2000. 「新たなビジョンの探求—トルコの『イスラーム政党』の変遷—」『現代の中東』 29: 2-26.
- Schimmel, Annemarie. 1969. Islam in Turkey. In A.J.Arberry ed., *Religion in the Middle East Three Religions in Concord and Conflict, Vol 2. Islam*. London: Cambridge University Press, pp.68-95.
- Sitembölükbaşı, Şaban. 1995. *Türkiye'de İslam'ın Yeniden İnkişafı (1950-1960)*. İstanbul: İsam Yayınları.
- Sencer, Muzaffer. 1974. *Türkiye'de Siyasal Partilerin Sosyal Temelleri*. İstanbul: May Yayınları.
- Stokes, Martin. 1994. Turkish Arabesk and the City: Urban Popular Culture as Spatial Practice. In Ahmad, Akbar S. and Hastings Donnan eds., *Islam, Globalization and Postmodernity*. London and New York: Routledge, pp.21-37.
- Toprak, Binnaz. 1981. *Islam and Political Development in Turkey*. Leiden: E.J.Brill.
- _____. 1988. The State, Politics and Religion in Turkey. In Heper, Metin and Ahmet Evin eds., *State, Democracy and the Military Turkey in the 1980s*. Berlin and New York: Walter de Gruyter, pp.119-136.
- Tunaya, Tarkan Z. 1962. *İslamcılık Cereyanı İkinci Meşrutîyetin Siyasî Hayatı Boyunca Gelişmesi ve Bugüne Bıraktığı Meseleler*. İstanbul: Baha Matbaası.
- Yücekök, Ahmet. 1971. *Türkiye'de Örgütlenmiş Dinin Sosyo-Ekonomik Tabanı (1946-1968)*. Ankara: Ankara Üniversitesi Siyasal Bilgiler Fakültesi Yayınları.

憲法裁判所判決、公文書

- Anayasa Mahkemesi. 16.1.1998 Tarihli E: 1997/1, K: 1998/1 Sayılı Kararı. (Anonymous. 1998. *Refah Partisi Kapatma Davası İddianame, Esas Hakkında Görüş, Savunma, Gerekçeli Karar*. İstanbul: Analiz Basım Yayın Tasarım Uygulama Ltd. Şti. pp.25-391所収)

Perinçek, Doğu, der. 1997. *Atatürk Din ve Laiklik Üzerine*. İstanbul: Analiz Basım Yayın Tasarım Uygulama Ltd. Şti.
Yargıtay Cumhuriyet Başsavcısı. 7. 5. 1999 Tarihli SP. 95 Hz. 1999/116 Sayılı İddianamesi. (*Cumhuriyet* (İstanbul),
8 Mayıs 1999 1. sayfa FP İddianamesinin Tam Metniとして記載)

トルコ語資料, 新聞・雑誌記事

- Akel, Ali. 1998. Refahiyol ve 28 Şubat 4. *Yeni Şafak* (İstanbul), 25 Şubat 1998.
Akkuş, Kamuran. 1999. İkisi de Bilderbergci. *Akit* (İstanbul), 30 Mart 1999.
Altan, Bayram, der. 1996. *Gizli Dünya Devlet*. *Milli Gazete* (İstanbul).
Anonymous. 1990. Türkiye'de İslami Hareket. *Girişim* (İstanbul), Mart (54): 8-57.
_____. 1996. Meclis'in Onda Biri İmam-hatipli. *Tempo* (İstanbul): 46-50.
_____. 1997a. 'Yık' Emri Loca'dan. *Akit* (İstanbul), 17 Mart 1997.
_____. 1997b. Localardan Telaş. *Milli Gazete* (İstanbul), 17 Mart 1997.
_____. 1997c. Tehdidin Adı İrtica. *Milliyet* (İstanbul), 30 Nisan 1997.
_____. 1998a. Başörtüsü Yasağı Yok. *Zaman* (İstanbul), 9 Mart 1998.
_____. 1998b. Ordudan 162 İhraç. *Hürriyet* (İstanbul), 17 Haziran 1998.
_____. 2000. Emekli Paşaları Kullanılıyor. *Akit* (İstanbul), 9 Ocak 2000.
_____. n.d. *İktidarda 1 Yıl RP-DYT Koalisyonu İcraatları... 28 Haziran 1996-30 Haziran 1997*. Ankara.
Arseven, Serdar. 1998. Rotaryen Rektör Yalçın Kemal Alemdaroğlu. *Akit* (İstanbul), 6 Mart 1998.
Başgil, Ali Fuad. 1998. *Din ve Laiklik*. Kubbealtı Neşriyatı.
Bayık, Hüdaî. n.d. *Erbakan-Kaddafi*. Ankara: Hicret Yayınları.
Çalışlar, Oral. 1994a. Erbakan Sahnedeki. *Cumhuriyet* (İstanbul), 17 Nisan 1994.
_____. 1994b. 12 Martçılar 'Yeşil Kuşak' Harekatı. *Cumhuriyet* (İstanbul), 19 Nisan 1994.
Çiçek, Hikmet, der. 1997. *İrticaya Karşı Genelkurmay Belgeleri*. İstanbul: Analiz Basım Yayın Tasarım Uygulama Ltd.
Şti.
Emre, Süleyman A. 1990. *Siyasette 35 Yıl*, 1.Cilt. İstanbul: Akabe Yayınları.
Erbakan, Necmettin. 1970. *İslam ve İlim*. MNP İzmir Gençlik Teşkilatı.
_____. 1975. *Milli Görüş*. İstanbul: Dergah Yayınları.
_____. 1991. *Adil Ekonomik Düzen*. Ankara.
Fazilet Partisi. 1998. 'İlk Adım ...' Toplantısı Genel Başkan M. Recai Kutan'ın Açış Konuşması 14 Mayıs 1998.
Ankara.
Güvenç, Bozkurt, Gencay Şaylan, İlhan Tekeli, Şerafettin Turan. 1991. *Türk-İslam Sentezi*. İstanbul: Sarmal Yayınevi.
Kabaklı, Ahmet. 1997. İsrail Cumhurbaşkanı ile Fransız Baş Masonu Türk Medyası ve Muhalefetine Şöyle Buyururlar.
Türkiye (İstanbul), 21 Mart 1997.
Kıvanç, Taha. 1997. Gerçekleri Yazıyoruz. *Zaman* (İstanbul), Mart 7 1997.
Poyraz, Ergün. 1998. MNP'den FP'ye İhanetin Belgeleri. Ankara: MK Yayıncılık.
Refah Partisi. n.d. *Milli Görüş'ün İktidardaki Hizmetleri (1974-1978)*.
_____. 1998. *Refah Partisi ve Türkiye'de Demokrasi*. Ankara.
TÜSES. 1996. *Türkiye'de Siyasi Parti Seçmenlerinin Nitelikleri, Kimlikleri ve Eğilimleri*. Ankara: TÜSES Araştırmalar
Vakfı.
Ünal, Zeki. 1999. Masonluk Hakkında 'Yorumsuz' Alıntılar. *Milli Gazete* (İstanbul), 15 Nisan-18 Nisan 1999.
Yalçın, Soner. 1994. *Hangi Erbakan*. Ankara: Öteki Yayınevi.
Yıldız, Abdullah, ed. 2000. *28 Şubat Belgeleri*. İstanbul: Pınar Yayınları.

アジア・アフリカ地域研究 第1号

オンライン文献

Danıştay'dan 8 Yıl Kararı. <http://www.yeditepe.edu.tr/Faculties/law/tr/hukuknw/habe021.html> (1998年2月).